

ぎふ省エネチャレンジ事業者コンテスト実施要領

平成21年 5月26日決裁

(目的)

第1条 この事業は、地球温暖化問題に対して、岐阜市に所在する事業者がその対策を行うことを促し、その取組を広く市民に紹介し、優れた事業者を表彰することにより、岐阜市域における事業者の地球温暖化対策を活性化させることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この事業に参加できる事業者は、岐阜市内に事業所を置き、本社、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所単位とする。ただし、個人、法人及び本社や営業所を問わない。

(対象事業活動)

第3条 この事業に参加する事業者が取り組む対象活動は、当該事業者の組織として行う事業活動に伴うものとする。

(期間)

第4条 この事業の申込受付期間を平成21年6月1日から6月30日、チャレンジ期間は平成21年7月1日から8月31日までとする。

(省エネルギー項目及び環境配慮項目)

第5条 事業者が取り組む項目として、省エネルギー項目と環境配慮項目の2種類を定めるものとする。

(1) 省エネルギー項目は、エネルギー起源二酸化炭素の削減に資する次に掲げる取組とする。

- ア 電気使用量の削減
- イ 都市ガス使用量の削減
- ウ LPガス使用量の削減
- エ ガソリン使用量の削減
- オ 軽油使用量の削減
- カ 重油使用量の削減
- キ 灯油使用量の削減

(2) 環境配慮項目は、次に掲げる取組とする。

- ア 廃棄物（事業系一般廃棄物）の削減
- イ 上水道使用量の削減
- ウ 従業員の通勤に係る非自家用車使用活動（公共交通機関、自転車、徒歩での通勤）

(特別項目)

第6条 事業者が任意で環境に配慮して取り組む項目として、特別項目を定めるものとする。

(1) 特別項目は、次に掲げる取組とする。

- ア カーボンオフセット活動事業への参加、自主的取組等
- イ 岐阜市地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）が実施する「ぎふ減CO2ポイント」制度への従業員の参加

ウ その他の地域環境貢献活動

(事業参加)

第7条 この事業に参加する事業者は、環境保全対策に係る法令、条例及び委員会が取り組む事項に違反することなく、岐阜市環境都市宣言に基づき環境都市ぎふの実現を目指し、ぎふ省エネチャレンジ事業者コンテスト参加申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を委員会に提出することとする。

(参加登録)

第8条 申込書が提出された場合、委員会はその書類の確認を行い、参加事業者として登録するとともに、ぎふ省エネチャレンジ事業者コンテスト登録証を交付することとする。また、参加事業者として事業者名を市ホームページに公表するなど、広く市民、事業者に知らせることとする。

(参加取消)

第9条 この事業に参加する事業者は、第4条に掲げる期間中に何らかの事由により、この事業の参加を取り消す場合には、委員会に連絡することとする。

(取組の報告)

第10条 この事業に参加する事業者は、平成21年9月30日までに、ぎふ省エネチャレンジ事業者コンテスト報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を提出する。委員会は、提出された報告書について必要に応じて事業者に聞きとり等による確認を行うとともに、各項目に係る取組について、ぎふ省エネチャレンジ事業者コンテスト評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき評価する。

(表彰及び公表)

第11条 委員会は、各項目に係る取組について評価要領に基づき評価を行い、優れた取組を行った事業者を市長または委員長より表彰することとする。

また、この事業実施にかかる成果や配慮項目などの事業者の取組について、市ホームページに公表するなど、広く市民、事業者に知らせることとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成21年5月26日から施行する。